

ICOCA 乗車券取扱規程の改定

改定日 令和6年4月1日

改定箇所一覧（変更箇所抜粋）

（一重線：削除）

（小児用 ICOCA の紛失再発行）

第 17 条 小児用 ICOCA を記名人が紛失した場合で、別表 4 に定める申込書を IC カード係員対応駅に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、紛失した小児用 ICOCA に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、再発行登録票を発行し、その翌日から 14 日以内に IC カード係員対応駅で再発行を行う。

- (1) 再発行登録を行うとき、および再発行を行うときは、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該小児用 ICOCA の記名人本人または代理人であることを証明できること。
 - (2) 記名人の氏名、生年月日、~~性別~~等の情報が当社のシステムにより確認できること。
 - (3) 再発行を行うときに、再発行登録票を提出できること。
 - (4) 再発行を行う前に、小児用 ICOCA の処理を行う機器に対して当該小児用 ICOCA の使用停止措置が完了していること。
2. 前項の規定により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する小児用 ICOCA 1 枚につき紛失再発行手数料 520 円とデポジット 500 円を現金で収受する。
3. 小児用 ICOCA の再発行登録を行った後に、これを取り消すことはできない。
4. 第 1 項および第 2 項の取扱いを行った後に、紛失した小児用 ICOCA を発見した場合、旅客は、IC カード係員対応駅に差し出して、デポジットの返却を請求することができる。この場合、旅客は、発見した小児用 ICOCA とともに別表 4 に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、記名人本人または代理人であることを証明しなければならない。

（払戻し）

第 20 条 旅客は、ICOCA または小児用 ICOCA が不要となった場合、これを定期券等払戻取扱駅に差し出したときは、当該カードの SF 金額の残額（以下「SF 残額」という。）（10 円未満のは数を切り上げ、10 円単位とした額とする。）の払戻しを請求することができる。この場合、手数料として ICOCA または小児用 ICOCA 1 枚につき 220 円を支払うものとする。ただし、小児用 ICOCA を所持する旅客が 12 歳となる年度の 3 月 31 日を超え、小児用 ICOCA を使用することができなくなったことにより、SF 残額の払戻しをする場合は、手数料を収受しない。

2. 小児用 ICOCA にあっては、次の各号の条件を満たす場合に限り、払戻しを行う。
- (1) 旅客が別表 4 に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、当該小児用 ICOCA の記名人本人であることを証明できること。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、当該小児用 ICOCA の記名人本人が当社指定の方法により代理人に委任を行った場合で、代理人が別表 4 に定める申込書を提出し、代理人の公的証明書等を提示した場合に限って、代理人が払戻しを請求することができる。ただし、親権者等の法定代理人が払戻しを請求する場合で、公的証明書等により記名人本人との関係性を証明したときは、記名人本人による委任を省略することができる。
 - (3) 記名人の氏名、生年月日、~~性別~~等の情報が当社のシステムにより確認できること。
3. 前各項の規定により ICOCA または小児用 ICOCA を払い戻す場合であって、当該カードの SF 残額が 220 円に満たない場合は、当該 SF 残額を手数料として収受し、不足額については請求しない。
4. 前項の場合であって SF 残額がない場合は、手数料を収受しないで取り扱う。
5. 前各項の規定により払戻しをする場合は、デポジットを返却する。

(発行替えの取扱方)

- 第 25 条 磁気定期券等を所持する旅客から、その券面表示の通用期間内（通用期間前を含む。）に、同一の種類、区間および経路の ICOCA 定期券への変更の申し出があった場合には、デポジットを収受のうえ、当該磁気定期券等と引換えに IC カード係員対応駅において、発行替えの取扱いを行うことができる。
- 前項の取扱いを行う場合であって、旅客が既に所持する券面表示の通用期間満了後の ICOCA 定期券を提出したときは、原 ICOCA 定期券を使用して、当該磁気定期券等を ICOCA 定期券に発行替えすることができる。この場合、デポジットを収受しない。
 - 第 1 項の取扱いを行う場合であって、旅客が既に所持する ICOCA または小児用 ICOCA を提出したときは、第 21 条第 1 項の取扱いを準用して ICOCA または小児用 ICOCA を ICOCA 定期券に変更し、当該磁気定期券等を ICOCA 定期券に発行替えすることができる。この場合、デポジットを収受しない。
 - ICOCA 定期券を所持する旅客から、その券面表示の通用期間内（通用期間前を含む。）に、同一の種類、区間および経路の磁気定期券等への発行替えの申し出があった場合は、次の各号の条件を満たし、かつ事情やむをえないときに限り、IC カード係員対応駅において、磁気定期券等への発行替えの取扱いを行うことができる。ただし、磁気定期券等で発売していない区間および経路への発行替えは取扱うことができない。
 - 旅客が別表 4 に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、当該 ICOCA 定期券の記名人本人（ICOCA 定期券（小児用）にあつては、記名人本人または代理人）であることを証明できること。
 - 記名人の氏名、生年月日、~~性別~~等の情報が当社のシステムにより確認できること。
 - 発行替えをする ICOCA 定期券が当社で発売されていることが、当社のシステム等で確認できること。
 - 前項の場合、原 ICOCA 定期券について旅客の選択により次のいずれかの取扱いを行うことができる。
 - 磁気定期券等に発行替えしたため、原 ICOCA 定期券が不要となった場合は、SF 残額（10 円未満のは数を切り上げ、10 円単位とした額とする。）の払戻しの取扱いを行う。ただし、払戻しの対象となる計算額（手数料を差し引く前の金額をいう。）が手数料 220 円に満たない場合は、当該計算額を手数料として収受し、不足額については請求しない。
 - 磁気定期券等に発行替えしたため、原 ICOCA 定期券の定期券機能のみが不要となった場合は、SF 残額とデポジットを引き継いだ ICOCA または 小児用 ICOCA への変更を行うことができる。
 - 前項第 1 号の規定により払戻しを行う場合、デポジットを返却する。

(紛失再発行)

- 第 28 条 ICOCA 定期券を記名人が紛失した場合で、別表 4 に定める申込書を IC カード係員対応駅に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、紛失した ICOCA 定期券（SF 残額がある場合は当該 SF 残額を含む。）に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、再発行登録票を発行し、その翌日から 14 日以内に IC カード係員対応駅で再発行を行う。
- 再発行登録を行うとき、および再発行を行うときは、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該 ICOCA 定期券の記名人本人（ICOCA 定期券（小児用）の場合は記名人本人または代理人）であることを証明できること。
 - 記名人の氏名、生年月日、~~性別~~等の情報が当社のシステムにより確認できること。
 - 再発行を行う場合は、紛失した ICOCA 定期券が当社で発売されていることが、当社のシステム等で確認できること。
 - 再発行を行う前に、ICOCA 定期券の処理を行う機器に対して当該 ICOCA 定期券の使用停止措置が完了していること。
 - 再発行を行うときに、再発行登録票を提出できること。
- 前項の規定により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する ICOCA 定期券 1 枚につき紛失再発行手数料 520 円とデポジット 500 円を現金で収受する。
 - ICOCA 定期券の再発行登録を行った後に、これを取り消すことはできない。
 - 第 1 項および第 2 項の取扱いを行った後に、紛失した ICOCA 定期券を発見した場合、旅客は、これを当社が別に定める駅窓口に差し出して、デポジットの返却を請求することができる。この場合、旅客は、発見した ICOCA 定期券とともに別表 4 に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、記名人本人（ICOCA 定期券（小児用）の場合は記名人本人または代理人）であることを証明しなければならない。

(払戻し)

第 31 条 旅客は、ICOCA 定期券が不要となった場合、または ICOCA 定期券に搭載した定期券機能のみが不要となった場合は、これを定期券等払戻取扱駅に差し出したときに、次の各号の条件を満たす場合に限り、払戻しを請求することができる。

- (1) 旅客が別表 4 に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、当該 ICOCA 定期券の記名人本人であることを証明できること。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、当該 ICOCA の記名人本人が当社指定の方法により代理人に委任を行った場合で、代理人が別表 4 に定める申込書を提出し、代理人の公的証明書等を提示した場合に限って、代理人が払戻しを請求することができる。ただし、小児用 ICOCA 定期券にあたっては、親権者等の法定代理人が払戻しを請求する場合で、公的証明書等により記名人本人との関係性を証明したときは、記名人本人による委任を省略することができる。
 - (3) 記名人の氏名、生年月日、~~性別~~等の情報が当社のシステムにより確認できること。
 - (4) 払戻しをする ICOCA 定期券が当社で発売されていることが、当社のシステム等で確認できること。
2. ICOCA 定期券が不要となった場合、次の各号により ICOCA 定期券 1 枚につき 220 円の手数料を収受して払戻しを行う。
- (1) 券面表示の通用期間開始前に払戻しの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃および SF 残額（10 円未満のは数を切り上げ、10 円単位とした額とする。）を払い戻す。
 - (2) 券面表示の通用期間開始後で通用期間中に払戻しの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃から規則第 175 条に規定する使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額および SF 残額（10 円未満のは数を切り上げ、10 円単位とした額とする。）を払い戻す。ただし、払戻しの対象となる計算額（手数料を差し引く前の金額をいう。）が 220 円に満たない場合は、当該計算額を手数料として収受し、不足額については請求しない。
 - (3) 券面表示の通用期間の満了日の翌日以降に払戻しの請求があった場合は、SF 残額（10 円未満のは数を切り上げ、10 円単位とした額とする。）を払い戻す。ただし、払戻しの対象となる計算額（手数料を差し引く前の金額をいう。）が 220 円に満たない場合は、当該計算額を手数料として収受し、不足額については請求しない。
3. 前項の規定により払戻しを行う場合は、デポジットを返却する。
4. ICOCA 定期券に搭載した定期券機能のみが不要となった場合は、次の各号により ICOCA 定期券 1 枚につき 220 円の手数料を収受して、定期旅客運賃の払戻しおよび SF 残額とデポジットを引き継いだ ICOCA または小児用 ICOCA への変更を行う。
- (1) 券面表示の通用期間開始前に払戻しの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃を払い戻す。
 - (2) 券面表示の通用期間開始後で通用期間中に払戻しの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃から規則第 175 条に規定する使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額を払い戻す。ただし、払戻しの対象となる計算額（手数料を差し引く前の金額をいう。）が 220 円に満たない場合は、当該計算額を手数料として収受し、不足額については請求しない。
5. 前項の払戻しを行う場合であって、券面表示の通用期間の満了日以降に払戻しの請求があった場合、手数料を収受しないで取り扱う。
6. SF 金額のみの払戻しを請求することはできない。ただし、ICOCA 定期券（小児用）を所持する旅客が 12 歳となる年度の 3 月 31 日を超え、ICOCA 定期券（小児用）を使用することができなくなった場合は、第 1 項各号の条件を満たす場合に限り、SF 残額（10 円未満のは数を切り上げ、10 円単位とした額とする。）およびデポジットのみの払戻しを請求することができる。この場合において手数料は収受しない。

以上